

---

---

# 令和2年度事業計画

---

---

## 【I】策定基調

令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復している。10月の消費税率の上げは、経済の回復に、影響を及ぼさないといった観点から、特別の措置など各種の対応策を実施した。

今後は、税率引上げ後の経済動向を注視とともに、台風等の被害からの復旧・復興を加速させ、米中貿易摩擦や中国武漢市で発症し全世界に集団感染が拡大している新型コロナウイルス等の悪影響に備える必要がある。

令和2年度の我が国経済見通しにおいても、総合経済対策の円滑かつ着実な実施と財政健全化目標の達成をめざす取組等により、我が国経済は雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれている。

東北地域の景気をみると、公共投資では震災復旧・復興関連工事を主体に高水準にあるものの減少傾向にある。さらに製造業等では設備計画を見直す動きがみられ、全体では前年度を下回る計画となっている。一方、住宅投資は震災復興需要のピークアウトに加え、貸家着工の減少の動きから高水準ながらも一段と減少している。また、東日本大震災から9年が経過し、甚大な被害を受けた一部地域を除いては、殆ど復興していると思われる。

こうした状況の中、国民生活、産業活動のライフラインとして重要な責務を担うトラック運送業界は、トラックドライバーの労働環境の改善に向け貨物自動車運送事業法の一部改正が行われた。特に、標準的な運賃の告示制度の導入後、荷主への交渉力が最重要課題でありトラック運送事業の健全な発展が図られるよう全力で対応することとしている。

また、燃料費対策等の推進、高速道路料金の引下げ、燃料サーチャージ届出の推進等引き続き取組み、事故防止、環境対策、法令遵守、少子高齢化時代の労働力確保など、我々に課せられた公共的使命の達成とトラック事業の発展を期して活動を展開しなければならない。

このため、令和2年度においては、国の政治の安定と経済、景気の本格的回復を実現させるため力強い政策運営を強く要望する等、諸施策を積極的に推進していくこととする。

以下の10項目を重点施策と位置づけ、次の事業計画を推進する。

## 【重点施策】

- (1)改正貨物自動車運送事業法の施行等に係る対応
- (2)長時間労働是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- (3)高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%枠の堅持及び更なる割引の拡充、並びに道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現
- (4)大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (5)標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金收受の推進
- (6)交通・労災事故の防止対策の推進及び環境・省エネ対策の推進
- (7)燃料費対策等の推進

- (8)人材確保対策の積極的な推進や新技術を活用した物流の効率化
- (9)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (10)適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

## 〔Ⅱ〕 事業計画

### 一. 時代の要請に応えたトラック産業の構築

#### 1. 規制改革対策

##### (1)改正貨物自動車運送事業法の施行等に係る対応

改正貨物自動車運送事業法については、令和6年度より、ドライバーの時間外労働の上限規制が適用される。これまで施行された「規制の適正化」「事業者が遵守すべき事項の明確化」「荷主対策の深度化」に加えて、「標準的な運賃の告示制度」の内容についても周知するなど、積極的な対応を図る。

##### (2)長時間労働是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進

###### ①働き方改革関連法への適切な対応

- ・「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」等の活用を通じて、時間外労働の上限規制等働き方改革関連法の内容について周知し、積極的な対応を図る。
- ・トラックドライバー等の賃金や労働時間等の実態を把握し、諸対策や要望活動等に対応する。
- ・解説書を活用し、セミナー等にてアクションプランの普及促進に努める。

###### ②「トラック輸送における取引環境・労働時間改善宮城県協議会の適確な運営」

- ・東北運輸局（運輸支局）及び宮城労働局等と連携を図り、荷主企業・トラック事業者・労働団体・経団連及び商工会議所等々の理解と協力を得ながら、労働時間の改善にむけた実現可能な対応策を進める。
- ・事業者と荷主が共同して長時間労働等の改善に取り組む。

###### ③ホワイト物流推進運動など荷主との連携による生産性向上に向けた取組の実施

- ・「ホワイト物流」推進運動や「取引環境と長時間労働改善に向けたガイドライン」について、荷主やトラック運送業界に周知し、普及促進を図る。
- ・行政機関の輸送品目別の懇談会に於けるガイドラインを周知するなど、荷主とトラック運送事業者との連携による生産性向上の積極的な対応を図る。
- ・パレット化の促進及び規格統一化等について検討を進め、その対策について普及を図る。

###### ④改善基準告示の見直しに向けた対応

- ・改善基準告示の見直しに向けて、トラックドライバーの労働時間の実態やトラック運送事業者の改善基準告示及び働き方改革関連法への対応状況を把握する。
- ・厚生労働省に設置された「自動車運転者労働時間等専門委員会」に積極的に対応し、必要に応じて関係行政機関等と適切な情報交換等を行う。

##### (3)標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金收受の推進

###### ①契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて、トラック運送業者及び荷主に對して周知を行い、さらなる普及・定着を推進する。

###### ②「原価管理の徹底等による適正運賃・料金の收受」

働き方改革への対応に資するため、原価意識の強化及び適正運賃收受に繋がるセミナー等を開催

するとともに、経営分析報告書の作成と個別企業に対する経営診断を実施する。

#### (4)新技術を活用した物流の効率化等の推進

##### ①自動運転・隊列走行の対応

- ・国の先進安全自動車（ASV）推進計画及び隊列走行実現に向けた取組みに参画し、より安全性の高い自動車運転技術の普及に取り組む。
- ・ドライバー不足や生産性向上等に資する自動車運転・隊列走行等新技術を活用した、物流の効率化等の推進について関係機関と検討を行う。

##### ②IT化の推進並びに情報セキュリティ対策の対応

中小トラック事業者を対象に情報化支援諸施策を実施する。IT活用のセミナーを開催することで事業者の生産性向上等を支援する。

##### ③中継輸送の実現に向けた対応及びスワップボディ、ダブル連結トラック等の普及

「中継輸送実施の手引き」について周知するなど、中小事業者が対応可能な中継輸送や共同輸送について、必要な対応を図るとともに、荷待ち時間の削減や中継輸送での活用には有効なスワップボディ、ダブル連結トラック等の普及に関して必要な対応を図る。

#### (5)車両及び道路通行に関する制度簡素化及び規制緩和要望の推進

- ①登録を受けた個々の車両に応じて、国が一元的に提示する通行可能経路に従う場合は、従来のような許可手続きを必要としない新たな制度の早期創設及び実施を要望する。
- ②車両制限令や道路運送車両の保安基準、道路交通法施行令について、各種規制の緩和、手続きの簡素化・迅速化等について改善方策の検討を進め、関係省庁への要望活動を行う。

## 2. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

### (1)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

自動車関係諸団体と連携を密にしながら政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。また、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合は、これを阻止するための要望・陳情活動を行う。

### (2)軽油引取税の旧暫定税率の廃止等税負担の軽減

軽油引取税は一般財源化により本来国民が公平に負担すべきであるにも関わらず「当分の間税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられている。税負担の公平の原則に著しく反していることから、軽油引取税の旧暫定税率の廃止に向けた要望活動を全ト協とともに展開する。

## 3. 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%枠の堅持及び更なる割引の拡充、並びに道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現

### (1)大口・多頻度割引最大50%枠の堅持及び更なる割引制度の拡充等

高速道路の利用をさらに促進するため、高速道路料金の大口・多頻度割引最大50%枠の堅持及び更なる割引の拡充、長距離通減制の割引や深夜割引の拡充等に向けて、東北トラック協会連合会の方針に基づいた要望活動を推進する。

### (2)「重要物流道路」の更なる拡充や機能強化の推進、高速道路ネットワークの積極的な整備推進及びミッシングリンクの解消

大型トラックが特殊車両通行許可不要でスムーズに走行できる環境を実現できるよう「重要物流道路」の指定がなされ、指定された区間の道路整備が早期完成・供用されるよう、積極的な要望活動

を実施する。また、輸送時間の短縮等高速道路の持つ効果が最大限に発揮されるよう、高速道路ネットワークの積極的な整備の推進やミッシングリンクの解消について、全国道路利用者会議等関係機関と連携を図り積極的な要望活動を行う。

### (3) 高速道路における暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進

より安全に高速道路を利用し、輸送時間の短縮等高速道路の持つ効果が最大限に発揮されるよう、暫定2車線の4車線化等安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、国交省や全国道路利用者会議等関係機関と連携を図り積極的な要望活動を行う。

### (4) ETC2.0を活用した物流対策

ETC2.0搭載車を対象に実施されている高速道路から一時退出を可能とする措置について、対象となる道の駅の拡充や退出時間の拡大が図られるよう要望するなど、ETC2.0を活用した物流対策の充実に向けた積極的な対応を図る。

## 4. 燃料費対策等の推進

### (1) 自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施

- ① 全ト協が実施する自家用燃料供給施設に対する助成を推進しながら、災害時の際の緊急輸送における燃料供給として活用する。
- ② さらに、軽油等燃料費対策及び環境・省エネに対する重要性に鑑み、最新の燃料基準を達成した排ガス規制適合車等の導入及び自家用燃料供給施設等の整備に必要な設備資金融資に対する利子補給を行う。

### (2) 石油製品価格動向調査の実施

石油製品価格の動向を調査するとともに、石油製品及び石油製品間の需要動向や価格の変動要因について分析し、対応策を検討する。

### (3) 燃料サーチャージ導入の積極的な促進

運輸局と連携を図り、燃料サーチャージガイドラインを周知する等導入を促進するとともに、サーチャージなどを適正に収受するための方策を検討する。

## 二. 安全かつ環境にやさしいトラック輸送の実現

### 1. 交通安全対策事業

#### (1) 事故防止コンクールの開催

宮城県等が主催する各種安全活動に積極的に参加するほか、協会としての「事故防止コンクール」等を実施し事故の抑止を図る。

#### (2) 全ト協指定総合交通教育センターの活用「ドライバー安全教育」

ドライバーの安全教育として、従来からの指定研修施設での安全訓練の受講を助成する。

特に、宮城県内に設置された全ト協指定機関「総合交通教育センター（富谷・石巻）」の活用等で、より充実した安全・安心な教育を推進する。

#### (3) 事業用自動車総合安全プラン及び全ト協の事故防止「共通目標」等

- ① 「運輸安全マネジメント」の周知と導入を促進、及び飲酒運転撲滅等トラック事業における総合「安全プラン2020」に基づく対策を実施する。
- ② 特に、飲酒運転における東北管内の検挙数は年々増加傾向にある。これらの交通・労働災害を未然に防止するための研修会・セミナー等の開催や参加に要する費用の一部を助成し災害防止の支

援を図る。また、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用しながら運転者に対する飲酒運転根絶意識の向上を推進する。

- ③事業用トラックによる事故実態の把握と分析のため、第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5」以下とし、都道府県（車籍別）の共通目標とした、全ト協の事故防止の推進にも積極的に取組む。
- ④駐車荷さばき施設の整備促進を関係団体と共同して推進する。
- ⑤事業用自動車の飲酒運転ゼロの目標を達成するため、引き続きアルコールチェッカーの導入助成を推進する。
- ⑥ドライブレコーダーをはじめとした後方視野確認装置（バックアイカメラ）・アルコールインターロックなど安全対策機器の導入については引き続き助成事業の対象とする。
- ⑦「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の周知活動と国際海上コンテナ輸送における運行の適正化及び交通事故防止の徹底を図る。
- ⑧自動車事故対策機構（NASVA）が実施する運転者適性診断の助成事業については、一般診断、初任者診断、適齢診断（65歳以上）を対象とする。
- ⑨トラックドライバーコンテスト宮城県大会の開催並びに代表選手の第52回全国大会への出場等も計画する。
- ⑩トラックステーションの管理運営については、長距離運行トラックの安全運行確保を目的とし、実態を踏まえた見直しや施設の閉鎖・売却を行うなど、利用者が快適に利用できるよう、計画的な保全・運営に努める。
- ⑪デジタル式運行記録計等の高度化に合わせ、IT機器等を活用した高度な点呼システムの普及拡大を検討する。

## 2. 環境・省エネ対策の推進

### (1) 新・環境基本行動計画の推進

- ①「新環境基本行動計画」を踏まえ、先進環境対応車の導入の促進、車両の大型化等輸送の効率化、環境啓発活動を推進する。
- ②COP21で採択された「パリ協定」を踏まえ閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づく温室効果ガスの排出抑制に取り組む。

### (2) NGV等環境対応車の普及及びその他支援機器

- ①環境対応車であるNGV及び・ハイブリット車の導入促進に努める。  
あわせて、環境保全とエネルギーセキュリティ等の観点から利用しやすい圧縮天然ガススタンド設置に対する助成を実施する。
- ②EMS（エコドライブ管理システム）機器及びアイドリングストップ支援機器の導入促進を図る。  
（エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等）
- ③交通エコロジー・モビリティ財団が実施している環境負荷の少ない事業運営を図ることなどを中心とした「グリーン経営認定制度」の取得等についての助成は引き続き実施する。
- ④電気トラック利用における課題等の整理を行うなど、普及に向けた方策を検討する。

### 3. 適正化事業対策

全国適正化事業実施機関の事業計画に沿った諸活動及び宮城県トラック協会の事業とタイアップした活動を基本に、事業所の法令遵守と事故防止及び運行管理の支援・指導を推進する

- (1)巡回指導は、新規事業、総合評価が低い事業者等指導の必要性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び頻度で行い、法令遵守の徹底について指導・啓発を図る。そのため、貨物自動車運送事業の法令等の研修活動も積極的に実施する。  
また、霊柩事業者に対する巡回指導については、5両以下の事業者についても個別指導を実施することで、法令遵守意識と事業運営のレベルアップに努める。
- (2)関係行政機関と連携し、速報制度並びに新規参入事業者に対する新規巡回指導及び労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。また、巡回指導を通じて、働き方改革関連法の周知を図るとともに、改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底を図る。
- (3)事故防止、安全対策等に関する指導内容の充実強化と、運行管理者等を対象とする啓発活動を実施する。
- (4)危険運転、違法駐車、運転マナー違反等の注意喚起（リーフレット配布）
- (5)社会保険等の未加入事業者に対する指導取締りの強化等、事業者のコンプライアンス確立に向けた指導、社会保険制度に関する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進を図る。また、悪質性の高い違反項目に係る速報制度を円滑に推進する等、運輸支局との連携の更なる強化に努める。
- (6)安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び内外に対する広報啓発活動の展開を実施する。新規取得促進を図るため、「Gマーク制度申請受付期間」前に、申請研修会等を開催しながら申請件数及び認定率の向上に努める。
  - ①荷主に対するGマークの安全優位性の啓発、Gマーク取得事業者の保険料の引下げなどのインセンティブの拡充に努める。
  - ②優良認定事業所に対する協会独自の認定・表彰の実施
  - ③Gマークステッカーの「有効期限切れ」や廃車時の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。
- (7)巡回指導時におけるアルコール検知器性能の確認
- (8)街頭パトロール強化・過積載防止対策について
  - ①過積載防止パンフレットによる啓蒙活動（街頭検査・講習会等）
  - ②巡回指導時における街頭パトロールの強化を図る（Gマークステッカーの有効期限切れ、事業者名車体未表示、スピード超過、不正改造車等）
- (9)巡回指導指針、マニュアル改正に対応した巡回指導の実施
  - ①公正かつ厳正な調査と適切な改善への指導

### 4. 緊急輸送対策（大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立）

- (1)「緊急・救援輸送業務実施要綱」に基づき、各支部と連携した輸送体制の確立を図る。  
さらに、緊急物資の円滑化には倉庫協会との協力体制が重要である。
- (2)地方自治体主催の緊急・救援物資輸送訓練に積極的に参加する。  
また、災害時の緊急輸送が円滑に実施されるよう、本部・支部の連絡・協力体制等の情報連絡網については、緊急輸送対策委員会等で都度、整備を図る。
- (3)「緊急物資の輸送に関する協定書」の整備。

宮城県・仙台市（政令指定都市）及び県内全市町村と締結が完了した。

今後は、「緊急輸送協定」に基づいた、緊急時を想定してより具体的な緊急マニュアル等の作成に努める。

- (4)ライフラインとしての営業用トラックに対する緊急時の道路通行、及び燃料の安定供給等について全ト協と連携しながら要望活動を実施する。
- (5)災害発生時や復興時においてトラック輸送に必要となる諸手続きの簡素化、ダンプトラックやタンクローリー等の緊急時の輸送体制のあり方について検討する。
- (6)大規模災害発生時における広域的な物資輸送体制の確立を図るため、全ト協及び各県ト協と連携し、基礎知識の習得の場を設定するなどにより、物流専門家の育成を推進する。

### 三．魅力ある事業の確立と社会的地位向上のための施策の推進

#### 1. 経営改善対策

- (1)経営改善への取り組みを支援するため、総合的な経営診断および経営に係る諸制度・施策についての講習会を開催する。（原価計算活用セミナー基礎編・原価計算活用セミナー実践編）、（個別企業診断、経営診断事業）など。
- (2)コンプライアンス違反の防止や事業運営に必要な実務に関する講習会、研修会を積極的に開催する。
- (3)荷主企業に適正運賃の理解と協力を得るため、荷主懇談会・セミナーを開催する。
- (4)トラック事業近代化設備に対し、融資の斡旋並びにその融資に対する利子補給を行う。
- (5)中小トラック運送事業者並びに事業協同組合等による輸送効率向上とIT化を促進するため「WebKIT」事業の一層の効率化等を進める。

#### 2. 情報化対策

- (1)業務の効率化の一助として、業界におけるIT化を推進するため、主に中小トラック運送事業者を対象とした情報化支援諸施策について全ト協と連携しながら取り組む。
- (2)ITS（高度道路交通システム）による高度物流の実現に向けて、国やITS関係機関との連携のもと、開発動向を把握、先進事例等の情報収集に努める。
- (3)全ト協との情報の共有化の推進

#### 3. 人材育成（研修）対策

- (1)管理者研修会・事務職研修会を適切に開催する。
- (2)運行管理者試験受験講座、特別課題研修会等、各種の講習会を開催する。
- (3)中小企業大学校短期講座の受講促進。
- (4)運転者等、安全教育訓練を積極的に支援する。
- (5)青年部会の本部・支部の一体化運営と部員の組織拡大に努め、研修会・社会貢献活動等を推進する。
- (6)青年経営者の研鑽事業について支援する。
- (7)女性部会については、女性の業界での職業生活における活躍を推進するため、全ト協及び各都道府県の女性部会と協調しながら目的達成向け取り組む。

#### 4. 労働対策

- (1)労災事故の撲滅に向け、安全衛生管理の徹底と「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策が

イドライン」の周知・徹底を図る。

(2)労働力確保のための労働環境の改善及び整備を図る。具体的には若年者、女性、高齢者の採用等少子高齢化に対応した労働力の確保を推進する。

①若年労働力不足の対処策として、高齢者活用のための高齢者雇用推進の手引きなどを活用した、普及活動に努める等、業界の果たす役割について積極的な情報を発信しながら新卒者採用の取組についても検討する。

(3)外国人労働者の活用に向けた対応策の検討

①外国人労働者の活用にむけ、関係機関等と調整し検討を進める。

(4)また、運転免許制度を含めたトラック運送業界における人材確保に係る課題について対応を検討し、女性や次世代を担う若手労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送業界の社会的役割等を積極的にPRし、職業としての魅力をアピールする。

(5)「高校新卒者等の人材確保」

①労働力確保にむけ県内高校学校に対し、各支部青年部会が中心となり出前授業を推進する。

：青年部会「物流出前授業ワーキンググループ」が主体的に取り組む。

②採用促進のためのインターンシップを含む総合的な対策の実施。

③業界の理解促進及び免許制度の変更内容等の情報を提供しながら、インターンシップ募集サイトをホームページに整備するなど、運転者不足解消に向けた諸施策を実施する。

④若年・女性の採用活動等についてマニュアルを作成し、男女間の待遇の格差を把握し、女性進出の方策について関係機関との協調を図る。

(6)トラック運送事業者のための「健康起因事故防止マニュアル」を活用した事故防止対策を推進するとともに、運転者に対する定期健康診断費用の一部助成、並びに睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査や入院検査の費用についても助成を実施する。

また、運転手の脳の病気による事故発生を未然に防止するため、検査費（脳ドック）の一部助成についても引き続き実施する。さらに、全ト協が助成する血压測定器（血压計）の導入についても、県本部も一部助成を実施する。

(7)「健康に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進」

「健康起因事故防止マニュアル」を活用したセミナー等を通じて健康起因事故防止対策推進するとともに、メンタルヘルス対策強化について普及・啓発を図る。

(8)「過労死予防対策の推進」

過労死等の実態を調査分析・把握したうえで、過労死予防対策に向けたより具体的な行動計画を示し「過労死等防止計画」を策定する。

また、全ト協が開催する「過労死防止対策等の協議会」に積極的に参画しながら普及・促進に努める。

(9)中型・大型・準中型運転免許取得の一部助成に加え、年齢制限の見直し及び新規に大型けん引資格についても助成の対象とする。

(10)陸災防が実施するフォークリフト運転技能講習受講料の一部助成事業を新規に実施する。

なお、具体的な取扱い等は「フォークリフト運転技能講習助成金交付要綱」に基づく。

(11)トラック運送事業の実情等について、メディアを活用して積極的に広報する。改善基準告示の遵守、労働関係法令（労基法、労働者派遣法等）及び最低賃金の見直しへの対応を図る。



## 5. 「引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上に向けた支援」

- (1)引越事業者優良認定制度の普及促進を図るとともに、一般消費者の認知度を向上させるための積極的な周知活動を行う。
- (2)引越講習（基本講習・管理者講習）を引き続き開催し、必要不可欠な法令等の周知徹底を図る。
- (3)輸送相談に対応するため、関係行政及び関係団体等との連携により体制の整備に努める。  
また、引越繁忙期においてもサービスレベルや輸送品質を保持するため、法人も含め幅広く分散引越の周知活動を推進する。

## 6. 広報対策事業

- (1)トラック運送事業の実情等について、メディアを活用して積極的に広報する。  
また、「トラックの日フェア」については、10月に開催する予定であるが、場所及びイベント内容が常態化している。令和2年度については、8支部を基本としたイベント開催を計画し、青年部会・女性部会が中心で実施することで検討する。
- (2)トラック運送事業の正しい理解促進と社会との共生のため、テレビ・ラジオ等を活用した、業界の役割理解促進及びイメージアップと安全運転並びに省エネ運転を啓蒙する。特に、ラジオは、「交通事故防止」と「環境対策」、FM放送を通じては「労働者確保対策等」を中心に、トラック事業者の重要課題を強く啓発する。  
また、テレビについては、労働力確保及び業界イメージ向上を強く意識しながら、全ト協が制作したCM素材の放映を行う。
- (3)「トラック協会報（年3回）」「ホームページ（都度）」を充実し、また、アイ・ファックス利用をはじめ手段・方法を工夫して、会員事業者への情報提供を適時・適切に行う。

## 7. 各種委員会・協議会並びに事務局組織の活性化

- (1)諸課題に適切に対応しながら、諸会議の効率化・活性化を図る。
- (2)重複する事業の整理、再編等の検討を行う。
- (3)新卒職員の採用を進めるとともに、本部・支部間の人事異動を積極的に展開する。